

## 危機管理規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下 当会という）が運営の危機に直面したときの対応について定める。

### (運営の危機の範囲)

第2条 この規程において「運営の危機」とは次の場合をいう。

- 1) 当会の過失によりステークホルダーに多大なる損害を与えたとき
- 2) 重大な労働災害を発生させたとき
- 3) 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
- 4) 会務上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき
- 5) コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき
- 6) 不慮の事件・事故により相当数の理事等の生命または健康が危機にさらされたとき
- 7) 当会関係者が誘拐または殺害されたとき
- 8) 不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
- 9) その他当会の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

### (対応の原則)

第3条 運営の危機が発生したときは、全理事等一丸となって迅速かつ冷静に対応する。

### (優先事項)

第4条 運営の危機が発生したときは、人命の保護・救助を最優先させて対応する。

### (届出)

第5条 運営の危機のうち、官庁への届出が必要なものについては、迅速かつ正確に会長を通して所管官庁に届け出る。

- 2 官庁への届出は、会長の職務とする。

### (対策本部の設置)

第6条 運営の危機が発生したときは、直ちに対策本部を設置する。

### (対策本部の構成)

第7条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- 1) 本部長：会長。会長に事故あるときは、副会長。
- 2) 事務局長：事務局長。事務局長に事故あるときは、副会長。
- 3) 本部員：理事等（会長が指名する。）

（対策本部の会務）

第 8 条 対策本部の会務は、次のとおりとする。

- 1) 運営の危機に関する情報収集
- 2) 官庁との連絡
- 3) 対応策の検討、決定、実施
- 4) 報道機関への対応
- 5) 再発防止策の検討、決定、実施
- 6) その他運営の危機に関すること

（専用の部屋の確保）

第 9 条 対策本部については、専用の部屋を確保する。

- 2 対策本部の理事等以外は、対策本部室に入室してはならない。

（本部員の責務）

第 10 条 本部員は、当会が置かれている状況を厳しく認識し、危機の解決・克服もしくは回避のために全力を尽くさなければならない。

- 2 本部員は、対策本部の会議に万障を繰り合わせて出席しなければならない。

（文書の取扱い）

第 11 条 本部員は、対策本部長の許可を得ることなく、対策本部が作成した文書を持ち出したり、コピーしたりしてはならない。

（第三者の助言）

第 12 条 対策本部は、必要に応じ、運営の危機の解決について第三者に助言を求めることができる。

（留意事項）

第 13 条 対応策および再発防止策の検討・決定にあたっては、次の事項に十分留意しなければならない。

- 1) 当会の信用と名誉
- 2) 運営に及ぼす影響

( 理事等への指示・命令 )

第 1 4 条 対策本部長は、理事等に対し、運営の危機を解決するための行動を指示・命令することができる。

2 理事等は、対策本部長の指示・命令に従って冷静かつ整然と行動しなければならない。

( 報道対策 )

第 1 5 条 運営の危機について報道機関から取材の申入れがあったときは、運営の危機の解決に支障をきたさない範囲において取材に応じる。

2 取材への対応は、事務局長もしくは事務局長が指名した本部員が当会を代表して行う。

3 取材は、面接取材を原則とし、本部員が事務局長と同席する。

4 事務局長以外の者は、勝手に取材に応じたり、報道機関に情報を提供したりしてはならない。

( 解 散 )

第 1 6 条 運営の危機が終息したときは、対策本部は解散する。

( 処分 )

第 1 7 条 次のいずれかに該当する者は、その事情により、定款に従って除名処分に付する。

1 ) 運営の危機の発生に意図的に関与した者

2 ) 運営の危機が発生する恐れがあることを知りながら、その予防策を積極的に講じなかった者

3 ) 運営の危機の解決について当会の指示・命令に従わなかった者

4 ) その他、運営の危機の予防、発生、解決等において、当会に不都合な行為を行った者

附則

( 規程の変更 )

1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

( 規程の施行 )

2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。